

木造住宅の耐震改修補助制度のご案内

東近江市では、耐震診断の結果、一定の耐震性能が不足することが判明し、補強が必要と判定された木造住宅に対して実施する耐震改修に要する費用の一部を補助しています。（東近江市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱による事業です。）

- 補助を受けるには、いくつかの要件があります。
必ず、事前に住宅課住宅政策係にお問い合わせください。

対象となる木造住宅は

- ・東近江市内にあること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され現に完成していること
- ・延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること
- ・階数が2以下で、かつ延べ面積が300㎡以下であること
- ・木造軸組工法（在来工法）で、枠組壁工法・丸太組工法でないこと
- ・国土交通大臣等の特別な認定を得た工法（プレハブ等）による住宅でないこと
- ・耐震診断によって耐震性を評価した点数が一定の点数未満の住宅に耐震改修を行うこと（まずは、耐震診断を受けてください）

補助金額は

耐震改修の補助対象経費（50万円以上）の80%で、上限額は100万円です。

（耐震改修に係る設計・工事監理の費用、及び消費税等仕入控除税額分は、補助対象外です。）

※市内事業者が耐震改修をされる場合、補助金額の割増しがあります。

※そのほかにも割増し要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

申込方法は

所定の申込書に必要な書類を添付して住宅課までお申込みください。申請には認印が必要です。（様式は、東近江市ホームページからダウンロードできます。）

申込期限は、令和6年9月30日（月）までです。ただし、国・県・市の予算の範囲内での補助となりますので、期限前に終了することがあります。

☆申込みの注意事項

- ・他の補助制度等との併用はできません。
- ・耐震改修の設計者及び施工者は、滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会を修了し、事業者登録名簿に記載されている必要があります。
- ・耐震改修の契約前に申込みする必要があります。（審査に時間を要しますので、工期を十分に確保してください。）
- ・令和7年3月14日（金）までに工事を完了し、令和7年3月19日（水）までに完了実績報告書を提出する必要がありますので、今年度に耐震診断を受けられる方は、翌年度以降の工事とされることをお勧めします。

詳しくは東近江市住宅課（電話 0748-24-5652、IP電話 050-5801-5652）へお問い合わせください。

耐震改修の流れ

【耐震診断を実施する】

あらかじめ耐震診断を実施し、上部構造評点が0.7未満である木造住宅が、補助の対象となります。※まずは、木造住宅無料耐震診断をご利用ください。

【事前相談】

耐震補強の計画を進めるに当たり、あらかじめ住宅課に補助金の受付状況や補助対象となる木造住宅かどうかの確認をお願いします。

※国、県、市の予算の範囲内での補助となります。いずれかの予算が無くなり次第、締切りとなります。

【設計・見積り】

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会を修了し、事業者登録名簿に記載されている設計者又は施工者に、耐震改修の設計又は工事の見積りを依頼してください。

※滋賀県のホームページに名簿が掲載されています。ホームページを御覧いただけない人は、住宅課までご相談ください。

【申込み】

- 〈受付窓口〉 東近江市都市整備部住宅課
〈申込書類〉
- ・木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書
 - ・添付書類（耐震診断判定結果報告書ほか）
 - ・誓約書（暴力団排除条例に関する書類）

申込期限

令和6年9月30日

【審査（補強計画・設計内容など）】

東近江市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に基づき、補助の対象となるか審査します。（補強計画・設計内容に訂正が必要な場合は、設計者による訂正が必要です。）

※（訂正の内容にもよりますが、）審査には2～3週間かかります。審査の結果、補助金の交付決定ができない場合もあります。

【決定通知】

補助の対象となる場合、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書を交付します。

【工事の実施・工事完了後の実績報告】

交付決定通知書を受理した後、工事に着手し、工事の完了日から30日又は令和7年3月19日のいずれか早い日で、完了実績報告書を提出してください。

適正に工事が完了したと認められた場合、補助金の確定通知書を交付しますので、その後、補助金交付請求書を提出してください。

※補助金交付請求書の受領後、1箇月程度で補助金を指定口座に振込みます。